

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月7日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第68号

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例（昭和40年佐賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、<u>あわせて広く県民福祉の向上に資するため、母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第38条に規定する施設として佐賀県ひとり親家庭サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、併せて広く県民福祉の向上に資するため、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第38条に規定する施設として佐賀県ひとり親家庭サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。